保存版

GUIDE BOOK 2023

あおぞら共済

ガイドブック

全福センター加盟

一般財団法人　とかち勤労者共済センター

はじめに

一般財団法人とかち勤労者共済センター（愛称；あおぞら共済）は十勝管内で働く皆さまの福利厚生のため、市町村から負担金を受け、責任ある運営のもと個々では実施困難な福利厚生事業や給付事業を行なっています。

この制度を活用していくことにより、安定した労働力の定着対策と健全な事業所の発展に寄与出来るものと思います。

「あおぞら共済ガイドブック保存版」は、会員の皆さまにあおぞら共済をご理解いただく「手引き書」として作成しました。必要書類は各様式とも、コピーしてご利用ください。いつもお手元におき、手軽にご利用ください。

なお、実施する事業につきましては内容の充実に努めますが、不十分な点も多いと思いますので、お気づきの点がありましたらご意見をお寄せください。

☆共済担当者

スムーズな伝達・利用向上のため、あおぞら共済との連絡窓口となる担当者を決められ、その方を通して、あおぞら共済への連絡・申し込み等をされることをお勧めします。

☆各種書類

ホームページからダウンロードできます。なお、ご連絡いただければ送付いたします。
（一部、複写式の為、ダウンロードできない書類もあります。）

あおぞら共済　検 索 【https://www.aozora-kc.or.jp/】

☆入会の際にお届けするもの

①加入確認書

新規入会先に交付します。登録されている名称、代表者、住所、電話番号などに変更があれば速やかに届け出てください。

②会員名簿

新規入会の際、事業所別会員名簿をお届けします。「届け出の際の確認資料」にお使いください。

③メンバーズカード

交付があったときは、氏名等を確認してください。

「紛失、き損」の場合、再交付の申請をしてください。（有料 200円）

④あおぞら共済ガイドブック保存版

⑤会報「あおぞら共済INFORMATION」

目　　次

1. あおぞら共済のあらまし …… 2

2. あおぞら共済の事業を利用できる方 …… 4

3. 給 付 事 業 …… 5
◎給付金 Q&A

4. 会員の追加・変更・退職（会） …… 9

5. 個人情報の取扱い ……10

6. 必要提出書類集 No.1（給付金）…… 11
◎添付書類一覧表（給付金取扱要領）

7. 必要提出書類集 No.2（加入・追加・変更等） …… 17

8. 新規会員ご紹介カード ……24

あおぞら共済のあらまし

1. 概要

名　称　一般財団法人とかち勤労者共済センター（愛称：あおぞら共済）
所在地　帯広市西6条南6丁目3番地ソネビル4F

理　事11名（定数は8名以上12名以内）
監　事　2名（定数は2名以内）
評議員11名（定数は8名以上12名以内）

2. 目的

この法人は、十勝管内で働く勤労者等のための総合的な福利厚生に関する事業を行うことにより、勤労者等の福祉の向上、産業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とします。

3. 沿革

昭和48年：10月「帯広市勤労者共済組合」としてスタート
昭和60年：　5月 名称を「帯広市勤労者共済会」と変更
平成 6 年：10月「財団法人帯広市勤労者共済センター」設立
平成10年：名称を「財団法人とかち勤労者共済センター」とし、十勝地域の広域化を図り、
　　町村商工会と連携、愛称を「あおぞら共済」とする
平成24年：　4月 一般財団法人に移行
令和 5 年：創立50周年・広域化25周年

4. 財源

一般財団法人とかち勤労者共済センターは、 市町村からの負担金、 基本財産の運用利息、会員からの会費でまかなわれています。管理運営費は、市町村からの負担金を充当していますので会費は会員の皆さんに有効に還元されています。

あおぞら共済のしくみ

5. 会員の資格

十勝管内で働く勤労者等で、社長（事業主）をはじめ、役職及び給与形態を問いません。

6. 事業内容

1）給付事業
　結婚祝金、出生祝金、入学祝金（小・中学校）、二十歳祝金、還暦祝金、銀婚・珊瑚婚・金婚祝金、安全運転祝金、運転免許高齢者講習助成金、運転卒業祝金、退職（会）餞別金、見舞金、弔慰金
2）福利厚生事業
　①健康維持事業
　健康診断、がんドック、人間ドック、脳ドック助成等
　②自己啓発・余暇活動事業
　映画・観劇、日帰り入浴、カルチャー教室、アウトドア、旅行助成等
　③生活安定事業
　各種優待・割引利用等
　※チケット・優待券・割引券等は、町村商工会でも取り次ぎます。（予約の必要なものは、あおぞら共済で予約を受付けます。）
　※1会員当りの利用枚数に制限があるものは、原則として年度（4月から翌年3月）単位です。

7. 会費等

●会　費　一人800円（月　額）　**入会金**　一人200円（入会時）
　会費は、口座振替（帯広信用金庫）により納入していただくか、金融機関からの振込、又はあおぞら共済窓口で納入していただきます。（帯広信用金庫、労働金庫の窓口から振込む場合、振込手数料はかかりません。）
※事業所が負担した会費等は、福利厚生費となり、税法上「必要経費」として処理できます。（但し、個人事業主の場合は本人分は経費となりません。）
※既納の会費（前払分を除く）・入会金は返還しません。

●メンバーズカード
事業所番号　（例）１２３４
会員番号　（例）５６
※退会する場合は必ず、窓口へお返しください。
※メンバーズカードを紛失した時は、あおぞら共済の窓口にて再交付します。(有料200円)
　メンバーズカードは一括して事業所宛に送付しますのでそれぞれ会員の方にお渡しください。このメンバーズカードはあおぞら共済提携店など各種の福利厚生事業を利用するときに必要となります。

（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（全福センター）と連携を図り福利厚生事業を推進しています。

全福センター加盟

SAFETY FAMILY CARD 全労済

※全福センター・全労済SFカード指定の割引施設が利用できます。
　詳しくは、ホームページをご覧ください。https://www.zenpuku.or.jp

●あおぞら共済
　加入者の皆さんに各事業等のご案内を、会報「あおぞら共済INFORMATION」(年5回発行：4月、7月、9月、11月、1月）でお知らせいたします。事業所宛に全会員分を配布しますので、ご家族でご覧いただきご活用ください。

あおぞら共済の事業を利用できる方

利用対象

会員本人／	入会されている会員のみ、ご利用になれます。
会員及び登録家族／	入会されている会員とあおぞら共済に登録されている家族の方がご利用になれます。

登録家族とは

■会員の配偶者、会員と同一生計で扶養している子、同居している親（義父母を含みます）が対象です。

登録家族になる家族	
1. 配偶者	会員の夫・妻（内縁関係を含む）
2. 子	会員と同一生計で扶養している子 （学校等に通うため、離れて生活している子を含む）
3. 親	同居している会員の父母・義父母
4. パートナー	パートナーシップ制度に登録されている方及び生計を一にする未成年のお子さんが対象となります。 なお、パートナーは給付の対象になりません。

※入会時にご提出いただく「登録カード」の登録家族欄に上記に当てはまるご家族をご記入ください。
※パートナーシップ制度に登録している会員のパートナーについては登録証の提示が必要となります。

同一生計・同居していても登録家族にならない家族
1. 会員の兄弟・姉妹
2. 会員の祖父母
3. 会員の孫

住所・登録家族に変更があった場合は、速やかに22ページの「届出事項変更届」をご提出ください。

メンバーズカードの提示について

●各種優待利用券及びチケット等の申込時にはメンバーズカードを提示していただきます。（代理人でもかまいません）
●メンバーズカードの提示のない場合は、各種優待利用券の発行をお断りする場合があります。

※チケット、優待利用券の申込み後は払い戻しをいたしません。
※抽選となった場合、当選後のキャンセルはできません。

給付事業

事業の概要

会員に対して、結婚祝金、出生祝金、入学祝金（小・中学校）、二十歳祝金、還暦祝金、銀婚・珊瑚婚・金婚祝金、安全運転祝金、運転免許高齢者講習助成金、運転卒業祝金、退職（会）餞別金、及び重度・後遺障害・傷病・災害見舞金を給付します。また、会員や会員の家族が亡くなったときに「給付金取扱要領（P14～16）」のとおり弔慰金を会員に給付（会員本人が亡くなったときは遺族に）します。

なお、給付要件や金額については、改正されることもあります。改正された新しい内容は、年5回発行している会報でお知らせしますので、ご確認ください。

給付一覧

給付事由			給付金額
祝金等	会員本人の結婚		10,000円
	会員本人（配偶者）の出産		10,000円
	会員本人の子の小学校・中学校入学		10,000円
	会員本人の二十歳（満20歳）		10,000円
	会員本人の還暦（満60歳）		10,000円
	会員本人の銀婚（25周年）		10,000円
	会員本人の珊瑚婚（35周年）		10,000円
	会員本人の金婚（50周年）		10,000円
	会員本人のゴールド免許更新		5,000円
	会員本人の運転免許高齢者講習助成金		3,000円
	会員本人の免許証の返納（75歳以上で在会10年以上）		10,000円
弔慰金	退職（会）餞別金	在会5年以上10年未満	10,000円
		在会10年以上	20,000円
	会員が亡くなった場合	満71歳未満	50,000円
		満71歳以上	25,000円
	会員の配偶者が亡くなった場合		20,000円
	会員の子が亡くなった場合（子の配偶者も含む）		10,000円
	会員本人の親が亡くなった場合（配偶者の親も含む）		5,000円

※配偶者には内縁関係を含む

給付事由			給付金額
傷病見舞金	会員本人の休業	14日以上～30日未満	5,000円
		30日以上～60日未満	10,000円
		60日以上～90日未満	15,000円
		90日以上～120日未満	20,000円
		120日以上	25,000円
災害見舞金	火災等（会員本人の住居）	損害の程度による	100,000円～20,000円
	自然災害（会員本人の住居）	損害の程度による	30,000円～3,000円
重度・後遺障害見舞金	会員本人の疾病による重度障害	満71歳未満会員	50,000円
		満71歳以上会員	25,000円
	会員本人の不慮の事故による重度障害		50,000円
	会員本人の不慮の事故による後遺障害		45,000円以内

2023.4.1現在

1　給付事業の一部は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称、全労済協会）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」）を締結して実施し、センターまたは会員が保険契約の被保険者となる。

2　給付金の一部の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定による。

3　給付事業の一部は、センターが独自に実施し、給付金等の給付の条件等は、センターが別に定める。（業務方法書第11条）

（1）給付内容と給付基準

① 給付内容は「給付金取扱要領（P14～16）」のとおりです。

② 給付金は、会員が給付金の請求期限（給付事由の確定日から3年間）を経過した場合と、給付金請求の書類に故意に不実のことを表示し、またはそれらの書類を偽造もしくは変造した場合、会費の未納がある場合には、給付することができません。

（2）請求方法

① 所定の「給付金請求書」（P13）と、給付事由の発生を証明する書類を添付して請求してください。（会費未納の場合、納付後）

添付書類は「給付金取扱要領（P14～16）」に記載してありますが、ご不明の点はあおぞら共済へお問い合せください。

特に「会員の死亡」（本人）「重度障害見舞金」「住宅災害見舞金」の請求手続きは複雑ですので、請求前にあおぞら共済にご連絡ください。（請求方法が異なります）

② 給付金の請求は給付事由が確定した日から3年間有効です。

③ 給付金請求は町村商工会でも取り次ぎます。

給付金の請求・給付フロー

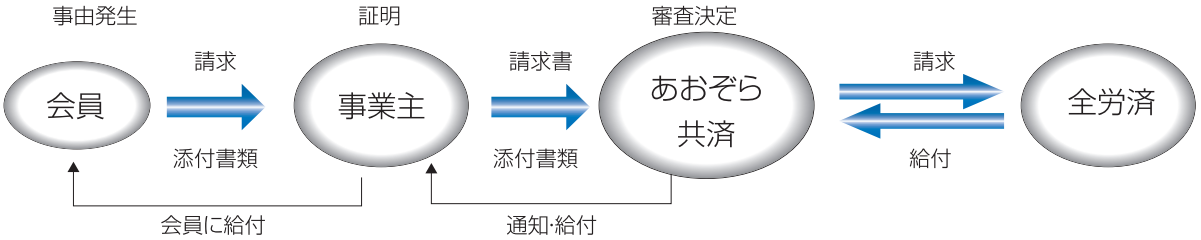

※給付金支払いは会員事業所、又は個人事業主の口座への振込、又はあおぞら共済窓口にて現金支給。
（会員個人の口座には振込めません）

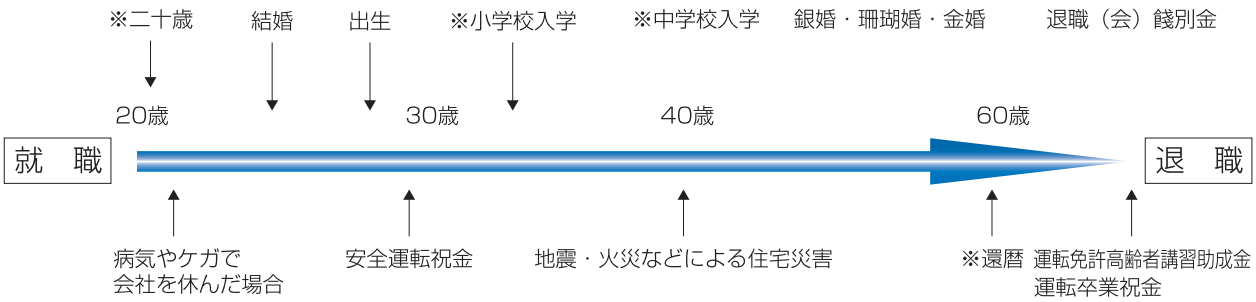

※印はあおぞら共済から4月1日現在の該当者を3月下旬～4月上旬にお知らせします。

（3）給付金の支払い

提出された給付金請求書は、審査し給付決定したものについては、事業所にハガキで通知し、あおぞら共済窓口での支払い、又は会員事業所又は個人事業主の預金口座に給付金を振込みます。（会員個人の口座には振込めません）振込み手数料はあおぞら共済で負担します。

（4）効　力

給付金請求の効力は、会員資格を得た日から発生します。

※請求期限までに提出書類が揃わない場合は事前にお問い合せください。

（5）給付の制限

次に該当する場合には給付することはできません。

ア．会費未納者

イ．偽り、その他不正行為をした者

ウ．あおぞら共済が入会届を受理し、会員資格を得た日前に発生した給付事由

（6）給付金の返還

不正行為により給付金を受理したときは、返還していただきます。

（7）給付の異議

給付の決定内容に不服がある場合、異議の申し立てができる期限は、決定後１ヶ月以内です。

（8）傷　病

	給付金額
ア　休業14日以上　30日未満	5,000円
イ　休業30日以上　60日未満	10,000円
ウ　休業60日以上　90日未満	15,000円
エ　休業90日以上120日未満	20,000円
オ　休業120日以上	25,000円

※給付を受けた後で同一傷病により給付を受けるときは、前回に受けた給付金額が差し引かれます。ただし、給付後120日を超える出勤日数があり、再休業した場合は、別の傷病とみなし給付されます。

傷病とは、業務上、業務外の別を問わず上記のそれぞれの日数以上を連続して傷病により休業した状態をいいます。（土・日・祝祭日も含みます。）

※入会時に病気等（療養含む）により休業・休職等している場合は対象外となります。

給付金　Q&A

Q　結婚して姓が変わりましたが、結婚祝金の請求は新姓、旧姓のどちらで請求するの？
A　旧姓で請求してください。なお、結婚以外で姓名を変更した時は「届出事項変更届」（P22）を提出してください。

Q　夫婦とも会員の場合、給付金はそれぞれ給付されるの？
A　夫婦それぞれ会員ですので請求してください。両方に給付されます。

Q　上記の件で夫婦で請求の場合、「給付金請求書」は1枚でいいの？
A　「給付金請求書」や添付書類は、2名分必要です。

Q　同じ会員が同時に「安全運転祝金」と「還暦祝金」など2つ以上の給付請求を行う場合は、「給付請求書」は1枚でいいの？
A　「給付請求書」は、それぞれ1枚ずつ必要です。

Q　銀婚祝金はいつから起算しますか？
A　法律上の婚姻から満25年を迎えたときです。
（銀婚祝金の他に「珊瑚婚（満35年）」·「金婚（満50年）」を迎えたときの祝金があります。）

Q　会員になったとき結婚して27年経過していましたが銀婚祝金は給付されますか？
A　婚姻届を提出して満25年を迎えた時点で、3年間は有効ですが、会員資格を得た日前に発生していますので銀婚祝金は給付されません。

Q　会員の父親が死亡しましたが父とは同居していません。死亡弔慰金はでますか？
A　給付されます、同居・登録家族は問いません。義父母も対象となります。

Q　3月16日に入会申し込みの手続きをしました。次女がその年の4月に小学校に入学しました。入学祝金は給付されますか？
A　給付されません。毎月15日が入退会手続きの期限ですので5月1日からの会員になります。3月15日（15日が土・日・祝日の場合は直前の営業日）までに入会の手続きをすませてください。

Q　給付金の請求時期がきたらあおぞら共済から通知が来るの？
A　還暦、二十歳、小・中学校入学祝金は4月1日現在の該当者を3月下旬～4月上旬に通知しています。（小・中学校入学時、登録の無い場合は自己申告。）その他はお知らせしていません。事由確定日から3年を過ぎますと無効になります。

Q　登録家族の長女が結婚しました。結婚祝金が給付されますか？
A　結婚祝金は会員本人を対象としていますので、給付されません。
　なお、二十歳、還暦、銀婚、珊瑚婚、金婚、安全運転、運転免許高齢者講習助成金、運転卒業祝金も会員本人が対象となります。また、会員（又は会員の配偶者）が出産したとき、会員の子供が小・中学校に入学したとき祝金が給付されます。

会員の追加

会員の追加加入

新規採用等により会員を追加加入しようとするときには、「登録カード」（P19）に必要事項を記入し、毎月15日（15日が土・日・祝日の場合は直前の営業日）までにあおぞら共済に提出してください。

※あおぞら共済では追加届けがありますと事業所あてにメンバーズカードをお送りします。

毎月15日（15日が土・日・祝日の場合は直前の営業日）までに「登録カード」をご提出いただければ、翌月1日から会員となります。

メンバーズカードは会員番号を控え会員に渡してください。

変　　更

氏名等の変更

次の事項に変更が生じたときは「届出事項変更届」（P22）により速やかに届け出てください。

①事業所の名称、所在地、電話番号、ファックス番号

②事業所の代表者

③会員の住所、氏名、登録家族

※婚姻による氏名変更の場合は「届出事項変更届」は不要です。

※事業所名・氏名の変更については、メンバーズカードを添えてください。（変更によるメンバーズカードの発行手数料は無料です。）

④その他

※あおぞら共済に登録しているデータ内容が実際のものと異なりますと、手続きに遅れが生じますので各種変更事項があるときは、速やかに変更手続きを行ってください。

退　職（会）

1.　会員の退職（会）

○　会員が退職、死亡、その他の理由で退会手続きを行う場合は、毎月15日（15日が土・日・祝日の場合は直前の営業日）までに「喪失届」（P21）とメンバーズカードを添えてあおぞら共済まで提出してください。

また、在会経過期間５年以上の場合は、「退職（会）餞別金」の申請を同時にしてください。

※死亡による退会の場合は、「死亡弔慰金」の申請となります。

○　月末退職予定者がいる場合は事前に「喪失届」（P21）を提出してください。

※3月31日退職の場合、喪失届が3月16日以降となりますと4月分の会費も納入の対象となりますのでご注意ください。

2. 事業所の退会

事業所が退会する場合、「事業所退会届」（P23）を提出していただきますが、その場合退会者全員の氏名を記入した「喪失届」（P21）も提出してください。

提出期限は「会員の退会」と同じく退会前月の15日（15日が土・日・祝日の場合は直前の営業日）となります。

※在会経過期間５年以上の会員がいる場合は、「退職（会）餞別金」の申請を同時にしてください。

個人情報の取扱い

個人情報の収集・利用目的を明確にするため、会員及び家族の個人情報を下記により取扱っています。

① 個人情報の収集制限

あおぞら共済では、会員が入会するとき「登録カード」を提出していただき、会員の氏名、住所、生年月日、電話番号と家族の氏名、性別、続柄、生年月日の各個人情報を収集しています。

また、入会後の婚姻、出生等による新たな家族の個人情報については「届出事項変更届」及び結婚祝金、出生祝金等に係る「給付金請求書」により収集しています。

事業所からは「事業所の新規加入申込書」等により、事業所名、所在地、代表者名、電話番号等の情報を収集しています。

※あおぞら共済では、会員等の個人情報は会員から直接収集しており、第三者から間接的に収集することはありません。

② 個人情報の利用制限

登録カード等は、原本を適正に管理するとともに、これらに記載されている個人情報は、あおぞら共済のデータとして管理し、そのデータは共済給付の資格・事業の参加者区分等の確認及び各種事業の利用状況等の統計資料作成にのみ利用し、事業以外の業務への流失及び第三者（共済給付に係る全労済協会を除く）への情報提供は行いません。

※利用業務の変更、追加や第三者への情報提供が必要になった場合には、別途通知します。

③ 個人情報の適正管理

個人情報の正確性及び最新性を保ち、安全に管理するとともに、給付申請時に収集した提出書類や添付書類など、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えいなどを防止するため、必要かつ適正な情報セキュリティ対策を講じています

④ 個人情報の開示、訂正の請求

会員は、あおぞら共済が保有している自分の個人情報について開示を請求することができます。また、開示を受けた個人情報に内容の誤りがある場合には、その訂正の請求ができます。

あおぞら共済

必要提出書類集　No.1

（給付金）

◆給付金請求書 …… 13

・本人死亡・後遺障害保険金請求書
（あおぞら共済にご請求ください。）

・住宅災害保険金請求書
（あおぞら共済にご請求ください。）

※給付金請求書はコピー又はあおぞら共済の
ホームページからダウンロードしてご利用下さい。

◎給付金取扱要領 …… 14

記入例

決裁	事務局長	担　当	支　払　日
			・　・

給付金請求書
（給付金ごとに提出）

給付金額		￥	1 万	0 千	0 百	0 十	0 円

ただし、(一財) とかち勤労者共済センター事業による給付金を必要書類を添えて請求いたします。

(一財) とかち勤労者共済センター　理事長 様　　○ 年 4 月 12 日

会員番号　3　　会員氏名　あおぞら　太郎

会員の	生年月日	性別	入会年月	事由発生日又は確定日
	T・S・(H) 2年10月 1日	(男)・女	S・H・(R) 2 年 4 月	H・(R) ○年 4月 1日

給付金等区分	会員の傷病休業	死　亡	結婚祝金・結婚記念	子の入学祝金
	原因傷病名	死亡者氏名	1.結婚	(1.小学校)
			(フリガナ) 配偶者の氏名・生年月日 ( ) S・H 年 月 日	2.中学校
	休業期間 自: 年 月 日	1.本人		(フリガナ) 入学該当者の氏名 (アオゾラ　ジロウ) あおぞら　次郎
	至: 年 月 日	2.配偶者	2.結婚記念	
	休業日数 日間	3.子 (続柄:)	①銀婚・②珊瑚婚・③金婚	退会餞別金
		4.親 (続柄:)	安全運転祝金・運転免許高齢者講習会助成・運転卒業祝金	1.5年以上10年未満
	子の出生祝金	二十歳・還暦祝金	1.安全運転 (ゴールド免許更新)	2.10年以上
	フリガナ	1.満20歳	2.運転免許高齢者講習助成	会員満年数 年
	氏　名	2.還暦 (満60歳)	3.運転卒業 (免許返納)	※その他 ( )

上記の給付請求書事項について証明します。

事業主証明

事業所番号　3310
事業所名　帯広○○商店㈱
事業所代表者　とかち　三郎　(印)
TEL.　0155−00−0000
(ご担当者名)　北海道　花子

振込口座 (あおぞら共済の窓口で現金受領をする場合は記入しないでください。)				
給付金振込先 (事業所の口座)	フリガナ	オビヒロ○○ショウテン (カ) トカチサブロウ		
	口座名義人	帯広○○商店　株式会社 代表取締役　とかち　三郎		
金融機関名	(帯広信用金庫) 銀行		東西南北	本店 (支店)
口座番号	(1. 普通) 2. 当座	0123456		

※会員事業所又は、個人事業主の口座以外にお振込みはできません。
※会員個人の口座には振込めません。

決裁	事務局長	担　当	支　払　日
			・　・

給付金請求書
（給付金ごとに提出）

給付金額			万	千	百	十	円

ただし、（一財）とかち勤労者共済センター事業による給付金を必要書類を添えて請求いたします。

（一財）とかち勤労者共済センター　理事長 様　　年　月　日

会員番号＿＿＿＿＿＿　会員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会員の	生年月日	性別	入会年月	事由発生日又は確定日
	T・S・H　年　月　日	男・女	S・H・R　年　月	H・R　年　月　日

給付金等区分	会員の傷病休業	死　亡	結婚祝金・結婚記念	子の入学祝金
	原因傷病名	死亡者氏名	1.結婚	1.小学校
			(フリガナ) 配偶者の氏名・生年月日	2.中学校
	休業期間	1.本人	（　　）	(フリガナ) 入学該当者の氏名
	自：　年　月　日	2.配偶者	S・H　年　月　日	
	至：　年　月　日	3.子（続柄：　　）	2.結婚記念	
	休業日数		①銀婚・②珊瑚婚・③金婚	退会餞別金
	日間	4.親（続柄：　　）	安全運転祝金・運転免許高齢者講習会助成・運転卒業祝金	1.5年以上10年未満
	子の出生祝金	二十歳・還暦祝金	1.安全運転（ゴールド免許更新）	2.10年以上
	フリガナ	1.満20歳	2.運転免許高齢者講習助成	会員満年数　年
	氏　名	2.還暦（満60歳）	3.運転卒業（免許返納）	※その他（　　）

上記の給付請求書事項について証明します。

事業主証明

事業所番号＿＿＿＿＿＿

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

TEL.

（ご担当者名）＿＿＿＿＿＿＿＿

振込口座（あおぞら共済の窓口で現金受領をする場合は記入しないでください。）			
給付金振込先（事業所の口座）	フリガナ		
	口座名義人		
金融機関名	帯広信用金庫＿＿＿＿＿＿銀行		本店 支店
口座番号	1．普通 2．当座		

※会員事業所又は、個人事業主の口座以外にお振込みはできません。
※会員個人の口座には振込めません。

給付金取扱要領①

給付の事由				給付金額	○提出書類　※添付書類
死亡保険金・弔慰金	会員本人	不慮の事故による死亡		50,000円	○給付金請求書 ○本人死亡･後遺障害保険金請求書 （あおぞら共済より送付します） ○喪失届 ※メンバーズカード ※医師の死亡診断書または死体検案書のコピー
		疾病により死亡した場合	満71歳未満の場合	50,000円	
			満71歳以上の場合	25,000円	
		※自殺や自然死（老衰）は支給しない ※対象者の犯罪行為により給付事由が発生し、給付金の支払いを適当でないと認めたときは給付しない ※給付金受取人の故意または重大な過失により、給付事由が生じたときは給付しない			
	会員の家族	○会員の配偶者が死亡した場合 ※会員の配偶者（内縁関係を含む）の死亡 ※対象者の犯罪行為により給付事由が発生し、給付金の支払いを適当でないと認めた時は給付しない ※対象者の故意または重大な過失により、給付事由が生じたときは給付しない		20,000円	○給付金請求書 ※①亡くなった方のお名前 ※②亡くなった年月日 ※③亡くなった方と会員との続柄が確認できるもののコピーを添付して下さい 例えば「新聞の死亡広告」「除籍謄本」などです （登録家族が亡くなった場合は、①と②が確認できるもの、例えば「会葬お礼（亡くなった年月日が記載されているもの）」ハガキ） ■内縁関係にある場合 内縁関係を証明する書類（郵送物など）の提出を求めることがあります
		○会員の子が死亡した場合 ※会員の子の死亡をいい、「子」とは会員本人の実子・養子・継子及びその配偶者とする ※同居・登録家族を問いません ※妊娠7ヶ月（24週目）以上経過したのちに死産した場合を含む ※対象者の犯罪行為により給付事由が発生し、給付金の支払いを適当でないと認めたときは給付しない ※対象者の故意または重大な過失により、給付事由が生じたときは給付しない		10,000円	
		○会員本人の親の死亡 ※親とは会員本人及び配偶者（内縁関係を含む）の実父母、義父母、養父母、継父母 ※同居・登録家族を問わない ※別居の場合も支給する ※対象者の犯罪行為により給付事由が発生し、給付金の支払いを適当でないと認めたときは給付しない ※対象者の故意または重大な過失により、給付事由が生じたときは給付しない		5,000円	
		○住宅災害による死亡 ※会員本人の同居親族が住宅災害により死亡した場合 （「同居親族」とは、会員の配偶者（内縁関係を含む）、又は六親等以内の血族、もしくは、三親等以内の姻族とする） ※対象者の犯罪行為により給付事由が発生し、給付金の支払いを適当でないと認めたときは給付しない ※対象者の故意または重大な過失により、給付事由が生じたときは給付しない		10,000円	○給付金請求書 ○住宅災害保険金請求書 （あおぞら共済より送付します） ※医師の死亡診断書または死体検案書のコピー

※給付金事由確定日において会員であるとき、給付対象となります
※「配偶者」とは、対象者との婚姻の届出をしている者
※「内縁」とは、双方に戸籍上の配偶者がおらず、男女が婚姻届けを出さずに夫婦同然の生活をしていること

給付金取扱要領②

<table>
<tr><th colspan="3">給　付　の　事　由</th><th colspan="2">休　業　期　間</th><th>給付金額</th><th colspan="2">○提出書類　※添付書類</th></tr>
<tr><td rowspan="2">保険金</td><td>重度・後遺障害保険金</td><td colspan="2">※会員本人のみ対象
あおぞら共済の重度障害とは就労不能、自活不能を指す
○「重度・後遺障害の状態の症状が固定した日」を確定日とする
○会員本人の満年齢により給付金額が異なる
（満71歳以上は「疾病による重度障害見舞金」の共済金額の50%）
○対象者の犯罪行為、及び故意又は重大な過失により重度障害になった場合、給付金は給付しない</td><td colspan="2">疾病による重度障害
満71歳未満　50,000円　満71歳以上　25,000円
不慮の事故による重度・後遺障害
不慮による重度障害　50,000円　不慮による後遺障害　45,000円以内
○提出書類　※添付書類</td><td>○本人死亡・後遺障害　保険金請求書（あおぞら共済より送付します）
○給付金請求書
※医師の後遺障害診断書（労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済・所定診断書いずれかのコピー）
※不慮の事故である証明書のコピー</td></tr>
<tr><td>住宅災害保険金</td><td>区　分</td><td>損害の程度</td><td>給付金額</td><td colspan="2">○提出書類　※添付書類</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="4">火　災　等
(会員本人の住居)</td><td>50%以上の被害</td><td>100,000円</td><td rowspan="9">○給付金請求書
○住宅災害保険金請求書（あおぞら共済より送付します）
※関係官署の罹災証明［消防署等］のコピー
※修理業者による見積書又は請求書・領収書のコピー

■住民票の添付を求めることがあります
■損害程度のわかる写真を求めることがあります</td></tr>
<tr><td></td><td>30%以上50%未満の被害</td><td>70,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>20%以上30%未満の被害</td><td>50,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>20%未満の被害</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="4">自然災害
(会員本人の住居)</td><td>70%以上の被害</td><td>30,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>20%以上70%未満の被害</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>20%未満の被害</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>床上浸水</td><td>6,000円</td></tr>
</table>

※給付金事由確定日において会員であるとき、給付対象となります

給付金取扱要領③

給付の事由				給付金額	○提出書類　※添付書類	備考
祝金等・見舞金	結婚祝金	会員本人が結婚したとき（事由確定日は婚姻日「役所に届けた日」とする） ※本人を対象とした法律上の婚姻をいい、内縁関係は含みません ※婚姻届時に会員であること		10,000円	○給付金請求書 下記のいずれかのコピー（6ヶ月以内のもの） ※婚姻届受理証明書 ※戸籍謄本（抄本）	再婚は会員になってから1回に限ります
	出生祝金	会員本人または会員の配偶者（内縁関係を含む）が出産したとき ※子の出生1人につき、「給付金額」をお支払いします（双生児は2万円となります） ※死産、流産及び出生して14日以内の死亡は含みません		10,000円	○給付金請求書 下記のいずれかのコピー ※戸籍謄本（抄本） ※母子手帳の出生届出済証明 ※出生届けの受理証明書 ※住民票	
	入学祝金	会員本人の子が小学校又は中学校に入学したとき ※会員と生計を一にする会員の実子・養子・継子 ※入学年の4月1日現在会員であること		10,000円	○給付金請求書 ※「入学通知書」のコピー、又はそれに代るもの ※子が登録されていない場合は、生年月日の証明できるものを添付（会員の扶養になっている場合は健康保険証のコピー、それ以外は戸籍謄本）	あおぞら共済から4月1日現在の該当者を3月下旬～4月に事業所にお知らせします
	二十歳祝金	会員本人が、満20歳を迎えたとき		10,000円	○給付金請求書	
	還暦祝金	会員本人が、満60歳を迎えたとき		10,000円	○給付金請求書	
	銀婚祝金	会員本人が、法律上の婚姻から満25年を迎えたとき		10,000円	○給付金請求書 ※戸籍謄本（抄本）コピー（6ヵ月以内のもの）	該当する婚姻期間経過後の給付になります
	珊瑚婚祝金	会員本人が、法律上の婚姻から満35年を迎えたとき		10,000円		
	金婚祝金	会員本人が、法律上の婚姻から満50年を迎えたとき		10,000円		
	安全運転祝金	会員本人が、普通自動車運転免許を2019年4月1日以降に、優良（ゴールド）更新したとき ※事由確定日は誕生日になります		5,000円	○給付金請求書 ※更新後の「普通自動車運転免許証」のコピー	
	運転免許高齢者講習助成金	会員本人が、2021年4月1日以降に普通自動車運転免許を更新するために、高齢者講習を受講し更新したとき ※事由確定日は誕生日になります		3,000円	○給付金請求書 ※更新後の「普通自動車運転免許証」のコピー	優良（ゴールド）更新の場合、「安全運転祝金」の請求書も併せてご提出ください
	運転卒業祝金	会員本人が、満75歳以上かつ在会期間10年以上で、2019年4月1日以降に、普通自動車運転免許証を自主返納したとき		10,000円	○給付金請求書 ※「取消通知書」など普通自動車運転免許証を自主返納したことを証明できるもののコピー	
	退職（会）餞別金	会員があおぞら共済に加入してから下記期間を継続して経過し退職（会）する場合			○給付金請求書 ○喪失届 ※メンバーズカード	退職後あおぞら共済に加入している他の事業所に再就職した場合、前事業所の加入年数は加算しない
		1）在会経過期間5年以上10年未満		10,000円		
		2）在会経過期間10年以上		20,000円		
		※死亡による退会の場合には給付しない				
	傷病見舞金	※会員本人が入会後傷病によりそれぞれの日数以上を連続して休業したとき ※給付事由の確定日は、休業期間の最終日 ※対象者の故意または重大な過失により給付事由が生じたときは給付しない ※対象者の犯罪行為による給付事由が発生した場合給付しない ※休業初日が2019年3月31日以前の場合はお問い合せください。	休業　14日以上 ～　30日未満	5,000円	○給付金請求書 ※診断書・入院証明書又は領収書のコピー ※出勤簿のコピー（休業開始日と終了日（復帰初日）を確認できる出勤簿）（役員等についてはお問い合わせください）	
			休業　30日以上 ～　60日未満	10,000円		
			休業　60日以上 ～　90日未満	15,000円		
			休業　90日以上 ～120日未満	20,000円		
			休業120日以上 ～	25,000円		

※給付金事由確定日において会員であるとき、給付対象となります

あおぞら共済

必要提出書類集　No.2

（加入･追加･変更等）

◆事業所の新規加入申込書 …… 18

※「預金口座振替依頼書」…あおぞら共済から送付します。

◆登録カード …… 19

◆喪失届 …… 21

◆届出事項変更届 …… 22

◆事業所退会届 …… 23

※各用紙ともコピー又はあおぞら共済のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

事 業 所 の 新 規 加 入 申 込 書

年　　月　　日

（一財）とかち勤労者共済センター理事長　様

つぎのとおり当事業所の（一財）とかち勤労者共済センターへの加入を申込いたします。

事業所番号 | | | | |

※太枠の中のみご記入ください。

フ リ ガ ナ			
事 業 所 名	（屋号・店舗名：　　）		
業　種 （番号に○を）	1.建設業　2.製造業　3.飲食業　4.旅館・ホテル　5.理容・美容 6.教育　7.卸・小売業　8.組合　9.会計・税務　10.医療 11.サービス業　12.その他		
	業種の詳細		
所 在 地	〒　　－		
	TEL　　－　　－　　FAX　　－　　－		
	ホームページ		
	メール		
フ リ ガ ナ		フリガナ	
代 表 者 名	㊞	共済担当者	

加 入 会 員 数	人	会 費 の 納 入 方 法 （いずれかに○印をしてください）	（口座振替・振込・持参）
			請求書は原則発行いたしません。 必要な場合はお申し出ください。
			会費の支払方法
			（毎月払・半年払・年払）

当センターからの会報以外による情報提供方法について、メールを希望されますか。

（希望する　・　希望しない）

※会報は郵送されます

※入会の手続きは「毎月15日」（15日が土・日・祝日の場合は直前の営業日）が期限です。

（注意）　1）太線内をご記入ください。
2）氏名はフリガナを必ずご記入ください。

個人情報は、共済給付の資格・事業の参加者区分等の確認及び各種事業の利用状況等の統計資料作成など、業務の目的のために利用されることに同意します。

登録カード

※事業所番号	
※会員番号	
※会員となった日	年　月　日

事業所名				
本人	フリガナ			男・女
	氏名	姓	名　㊞（自署の場合は不要）	
	生年月日	昭和・平成・	年　月　日	年齢　歳
	現住所	〒　-		
	TEL	自宅　—　—		
		携帯　—　—		

登録家族	続柄	フリガナ 氏	フリガナ 名	生年月日	性別	続柄	フリガナ 氏	フリガナ 名	生年月日	性別
				T・S H・R　年　月　日	男・女				T・S H・R　年　月　日	男・女
				T・S H・R　年　月　日	男・女				T・S H・R　年　月　日	男・女
				T・S H・R　年　月　日	男・女				T・S H・R　年　月　日	男・女
				T・S H・R　年　月　日	男・女	備考				

※登録家族　○会員の配偶者　○会員と同居している親（義父母を含みます）　○会員と同一生計・扶養している子（会員と同一生計で同居していても、兄弟姉妹、祖父母、孫は対象になりません）
○パートナーシップ制度に登録している会員のパートナーについては登録証の提示が必要となります
※住民票などの書類を求めることがあります。
※フリガナは必ずご記入ください。

一般財団法人 とかち勤労者共済センター

【喪失届】

記入例

届出日

○　年　10　月　11　日

（一財）とかち勤労者共済センター　御中

事　業　所　名	代　表　者　名	事業所番号
とかち株式会社	とかち太郎	○○○○

当月合計報告数　退会　3名

	会員番号	会員名（フリガナ）	性　別	生　年　月　日	加入年月日	備　考
1	1	オビヒロ　ジロウ 帯広　二郎	①男性 2 女性	大・(昭)・平・ ○年　5月　1日	○年 4月　1日	
2	5	ヒロコウジ　ハナコ 広小路　花子	1 男性 ②女性	大・(昭)・平・ ○年　3月　20日	○年 4月　1日	
3	15	キョウサイ　アオゾラ 共済　あおぞら	①男性 2 女性	大・(昭)・平・ ○年　9月　17日	○年 6月　1日	
4			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
5			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
6			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
7			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
8			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
9			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
10			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
11			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
12			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
13			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
14			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
15			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	

※退会の手続きは「毎月15日」（15日が土・日・祝日の場合は直前の営業日）が期限です。提出が16日以降の場合は、翌月の会費も納入対象となります。
※メンバーズカードを添付してください。

【喪失届】

届出日

年　　月　　日

（一財）とかち勤労者共済センター　御中

事　業　所　名	代　表　者　名	事業所番号

当月合計報告数　退会　　名

	会員番号	会員名（フリガナ）	性　別	生　年　月　日	加入年月日	備　考
1			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
2			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
3			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
4			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
5			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
6			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
7			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
8			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
9			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
10			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
11			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
12			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
13			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
14			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	
15			1 男性 2 女性	大・昭・平・ 年　月　日	年 月　日	

※退会の手続きは「毎月15日」（15日が土・日・祝日の場合は直前の営業日）が期限です。提出が16日以降の場合は、
　翌月の会費も納入対象となります。
※メンバーズカードを添付してください。

届出事項変更届

年　　月　　日

(一財)とかち勤労者共済センター　御中

事業所番号		事業所名	
代 表 者 名	㊞	連絡先電話	☎　　（　　）

下記の事項に変更がありましたのでお届けいたします。

1　事業所に関する変更（変更がある項目のみ記入してください。）

（フリガナ） 事業所名称		（フリガナ） 代表者氏名	
事業所所在地 （ビル・マンション名）	〒		
電話番号・FAX番号	☎　　（　　）	FAX番号	（　　）
メールアドレス			
ご担当者名		会費振替口座の変更 （有の場合は口座振替依頼書をお送りします）	有・無

2　会員に関する変更（会員氏名は必須です。変更がある項目のみ記入してください。）

（フリガナ） 会員氏名		会員番号	＊婚姻により姓の変わった方は、給付金請求書のご提出により確認できますのでこの変更届は不要です。
	変更前の氏名（　　）		＊婚姻以外の姓の変更の場合は左の欄に変更前の氏名をご記入ください。
自宅住所 （ビル・マンション名）	〒		
電話番号・携帯番号	☎　　（　　）		

登録家族の追加または削除 ※出生祝金を請求されました子の追加、及び弔慰金を請求されました配偶者、子、親の削除はこの変更届は不要です。 ※追加の場合は住民票などの書類を求めることがあります。	↓○で囲む	（フリガナ） 氏　名	続　柄	性別	生年月日
	追加・削除				大・昭・平・令 年　月　日
	追加・削除				大・昭・平・令 年　月　日
	追加・削除				大・昭・平・令 年　月　日
	追加・削除				大・昭・平・令 年　月　日
	※登録家族　○会員の配偶者　○会員と同居している親（義父母を含む）　○会員と同一生計・扶養している子 ○パートナーシップに登録している会員のパートナーについては登録証の提示が必要となります （会員と同一生計・同居していても、兄弟姉妹、祖父母、孫は対象になりません）				

事業所退会届

年　　月　　日

(一財)とかち勤労者共済センター理事長　様

事業所番号

所　在　地　〒

事 業 所 名

代 表 者 名　　㊞

次の事由により、退会の申し出をします。

退会理由

※退会の手続きは「毎月15日」（15日が土・日・祝日の場合は直前の営業日）が期限です。
　提出が16日以降の場合は、翌月の会費も納入対象となります。
※[喪失届]も提出してください。
※メンバーズカードを添付してください。

あおぞら共済記入欄

①退会餞別金の請求（　あり　・　なし　）

②給付

③福利

④その他

新規加入事業所大募集!!

十勝管内で働く皆さまが入会できます。
加入は事業所単位又は親睦会単位です。

会員さまから、未加入事業所を紹介いただき、新規に加入した場合紹介謝礼として、加入会員１人につき1,000円相当のお礼をさせていただきます。
（1加入事業所20,000円相当を上限とします。）

入会金 1人／入会時のみ	200円
会　費 1人／月額	800円

ご紹介カード

ご紹介者

事業所名	
会員氏名	
電話番号	（　　）　　ー　　（会社・自宅・携帯）

ご紹介先

事業所名	
所在地	
電話番号	（　　）　　ー　　（会社・自宅・携帯）
担当者	
従業員数	約　　名

ご紹介は…あおぞら共済まで　TEL.0155-22-6186　FAX.0155-22-6189　Eメール　tokachi@aozora-kc.or.jp

会員の皆さまにお願い

あおぞら共済は、
皆さまのご協力ご支援により、健全な運営をつづけております。
しかし、あおぞら共済は
まだまだ多くの皆さまに知られておりません。

つきましては多くの皆様に応援していただき、
より充実した制度を築くためお知り合いの
未加入事業所へぜひご加入をお奨めいただきますようお願いいたします。

なおご意見ご要望がございましたら
あおぞら共済までお知らせください。
今後も皆さまのご理解で
会員と家族のために役立つ福利厚生事業を推進していきます。

《お問い合せは》

一般財団法人 とかち勤労者共済センター

〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3 ソネビル4F
TEL. 0155-22-6186 FAX. 0155-22-6189

URL https://www.aozora-kc.or.jp/
E-mail tokachi@aozora-kc.or.jp

営業時間／8:45～17:30
休 日／土・日・祝祭日・年末年始 他

皆さまの福利厚生をお手伝いします

＊＊＊お問合せ窓口＊＊＊

会員募集中!!　入会随時受付

福利厚生の充実にご利用ください

帯広市経済部商業労働課	0155-65-4168	音更町商工会	0155-42-2246
音更町商工観光課	0155-42-2111	士幌町商工会	01564-5-2614
士幌町産業振興課	01564-5-5213	上士幌町商工会	01564-2-2339
上士幌町町民課	01564-2-2111	鹿追町商工会	0156-66-2107
鹿追町商工観光課	0156-66-4034	新得町商工会	0156-64-5324
新得町産業課	0156-64-0522	清水町商工会	0156-62-2208
清水町商工観光課	0156-62-1156	芽室町商工会	0155-62-2339
芽室町商工労政課	0155-62-9736	中札内村商工会	0155-67-2204
中札内村産業課	0155-67-2495	更別村商工会	0155-52-2010
更別村産業課	0155-52-2211	大樹町商工会	01558-6-2126
大樹町企画商工課	01558-6-2114	広尾町商工会	01558-2-3101
広尾町水産商工観光課	01558-2-0177	幕別町商工会	0155-54-2703
幕別町商工観光課	0155-54-6606	幕別町商工会忠類支所	01558-8-2141
池田町産業振興課	015-572-3218	池田町商工会	015-572-2135
豊頃町企画課	015-578-7202	豊頃町商工会	015-574-2206
浦幌町産業課	015-576-2181	浦幌町商工会	015-576-2186
本別町未来創造課	0156-22-8121	本別町商工会	0156-22-2529
足寄町経済課	0156-25-2141	足寄町商工会	0156-25-2236
陸別町産業振興課	0156-27-2141	陸別町商工会	0156-27-3161
十勝総合振興局商工労働観光課	0155-26-9005		

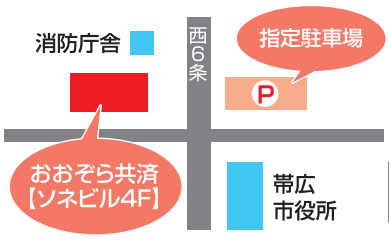

「指定駐車場」の駐車券を提示していただければ
30分の「駐車サービス券」を差し上げます。

全福センター加盟

一般財団法人　とかち勤労者共済センター

〒080-0016　帯広市西6条南6丁目3　ソネビル4F
TEL (0155) 22-6186　FAX (0155) 22-6189
https://www.aozora-kc.or.jp/
E-mail　tokachi@aozora-kc.or.jp

2023.4. 1500A